

学校では、下記のような感染症の疾患にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある場合には、出席停止の措置をとっています。この措置は、お子様に十分な休養をさせ、早く病気を治していただくとともに、他の児童への感染を防ぐためのものです。出席停止期間は、欠席日数には含まれません。

病気が治って登校する際には、下記の登校許可証に医師から証明をしていただき、担任まで提出してください。

＊インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、再登校の際、医療機関をサイド受診される必要はありません。「インフルエンザ報告書」又は「新型コロナウイルス感染症報告書」の提出をお願い致します。

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 二 種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第 三 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染の おそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他（ ）	病状により、学校医その他の医師において、感染の おそれがないと認めるまで

登校許可書

○ 出席停止期間 年 月 日 ～ 月 日 まで

上記の感染症について、他への感染のおそれがないと認め、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名
医師名

印